

# 公的研究費不正行為等防止計画

(平成22年12月1日施行)

研究活動に係る不正防止に関する規程第13条第2項第2号の規程に基づき、公的研究費不正行為等防止計画を以下のとおり策定する。

## 1 責任体制

最高管理責任者である学長は、本学全体を統括し、公的研究費等の運営・管理の最終責任を負う。

統括管理責任者である事務局長は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費等の運営・管理について、本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。

部局責任者である各学科長は、各学科において公的研究費等の運営・管理の実質的な責任と権限を持つ。

## 2 推進部署

公的研究費不正行為等防止計画を推進する部署は、不正防止委員会とする。

## 3 不正行為等防止の取組

### (1) 計画の策定と推進

学内外の事例から、不正行為等を発生させる要因を把握・分析し、具体的計画に反映し、全学的な推進に努めるものとする。

### (2) 物品の発注・検収体制

立替え払いによる少額物品の購入を除き、物品等の発注・検収は原則として事務局が担当し、発注者と検収者は異なる者が行うことにより、厳正なチェック体制をとるものとする。

### (3) 賃金・謝金等の体制

賃金・謝金等は、事務局が雇用等に関与することにより、勤務実態の厳正な把握に努める。

### (4) 旅費の支給体制

復命書、会議資料、宿泊料領収書、航空券の半券等の提出を求め、出張内容、日程、宿泊、交通手段等出張実態の厳正な把握に努める。

### (5) 内部監視体制の整備

不正行為等の通報窓口を事務局学務課に設けるとともに、随時の内部監査、日常的なモニタリングを行い、不正行為等の早期発見と是正に努める。

### (6) 外部への公表

本学における公的研究費等の不正防止への取組みをホームページにより外部に公表する。

### (7) 研修等の実施

公的研究費等の事務手続き・使用ルールに関する相談窓口を事務局総務課に設け、適正な指導を行うとともに、学内研修を行い意識の向上を図る。